

支部会員名揭示板使用 並びに管理規程

支部会員名揭示板使用並びに管理規程

東京税理士会武蔵野支部

この規程でいう会員とは次の者をいう。

支部規則第6条第2項の税理士会員及び同条第3項の税理士法人会員

1. 名称
東京税理士会武蔵野支部所属会員名揭示板
2. 位置
武蔵野税務署前
3. 管理者
支部長
4. 被揭示者の資格
支部会員
5. 資格の喪失（揭示の中止）
税理士法第43条又は第44条2号及び3号の処分を受けた者は、その期間中揭示を自動的に中止する。
6. 揭示の範囲
税理士会員の氏名及び税理士法人の名称
7. 揭示料
当支部入会に際しての施設負担金をもって充当する。

附 則

この改正規定は、令和4年12月15日から施行する。